平成27年度千葉県自殺対策連絡会議 開催結果概要

- 1 日 時 平成28年2月2日(火) 午後1時30分~3時20分
- 2 場 所 ホテルポートプラザ千葉 2階パール
- 3 出席団体 34団体中30団体出席
- 4 会議次第 (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議事
 - ア 千葉県自殺対策連絡会議設置要綱の改正について
 - イ 千葉県の自殺の現状について
 - ウ 自殺対策推進事業の取組について
 - エ 自殺対策基本法の改正について
 - オ 今後の取組について
 - カ その他
 - (4) 閉会
- 5 会議結果概要
- 【議事】(1) 千葉県自殺対策連絡会議設置要綱の改正について 事務局から改正内容について説明
 - (2) 千葉県の自殺の現状について 参加委員及び事務局から現状を説明
 - (3) 自殺対策推進事業の取組について 事務局及び参加委員ほかから状況を報告
 - (4) 自殺対策基本法の改正について 事務局から説明
 - (5) 今後の取組について 事務局から説明
 - (6) その他委員からの連絡

【質疑及び意見交換等】

(1) 千葉県自殺対策連絡会議設置要綱の改正について 〈事務局〉

改正の内容を説明

(2) 千葉県の自殺者数の現状について

〈委員〉

千葉県における自殺の統計(平成26年統計データ)について説明

〈委員〉

女性の自殺者数が42名と約1割増加しているが、増加の原因について伺いたい。

〈委員〉

様々な要因があり、一概にこれが原因というのは難しい。女性の自殺者数はもともと多くないので、各市町村の1件、2件の自殺者数で死亡率等は変動するので、少し年を追ってみていく必要がある。

〈委員〉

1割の増加は大きく、何らかの原因があると思うので、ぜひ年を追ってみていってほしい。

〈事務局〉

平成27年の自殺の速報値について説明

〈座長〉

説明の中でアルコールについての言及があったが、アルコール、うつ病、 自殺の3つは関連があるといわれている。

①アルコール多飲者は、うつ病になり易い②アルコールの多飲者が、うつ病を発症すると治療抵抗性になり易い③うつ病の方がアルコールを多飲すると自殺企図への衝動耐性が低くなるという3点がある。

うつ病に対しても、自殺に対しても今後アルコールの問題が重要になって くると思われる。

(3) 千葉県自殺対策推進事業の取組について

〈事務局〉

自殺対策推進事業の取組について説明

〈座長〉

説明の中で、千葉大の清水先生が講演をされているとの説明があったが、 どのような講演をしているのか。

〈委員〉

小中高等学校、校長、教頭の集まりで講演を行っている。

子どものSOSのサインへの気づき方、認知行動療法等のテーマで話をしている。

〈委員〉

東日本大震災の被災者や避難者を対象とした無料相談会について説明 〈委員〉

初診優先枠制度について説明

〈市川市〉

市川市における取組について説明

〈委員〉

こころの体温計は、チェックする母体ごとに各項目を集計し、その結果が 画像として現れるのか。

〈市川市〉

業者から集計した結果が毎月、報告されてくる。

ストレス度が表になって現れてくる。

〈委員〉

ストレスチェックが導入されたが、チェックする本人もめんどくさいと思う部分もあると思われる。

ストレスの大小により画像が変わることは、自分のストレスをチェックするツールとして楽しめ良いと思う。

〈市川市〉

ストレス度によってネコが水槽に手を入れたり、水槽がひび割れてきたり、 金魚が黒くなったりする。

若年層への対策として有効だと医師から助言を受けやっている。チェック 後に相談窓口の一覧が出てくる仕組みである。

〈座長〉

こころの体温計は事業者と契約して実施しているのか。

〈市川市〉

委託契約として実施している。当初は予算がかかったが、システムができてしまえば費用はそれほど費用はかからない。

広報としては、近隣の大学にチラシを置かせていただいたり、市川市の広報誌に掲載したりしている。

〈委員〉

連携シートは他機関に紹介するときに作成されると思うが、個人情報の観点で本人が拒否したらどうするのか。

自殺対策の連携会議に弁護士会が関与する余地、必要性はあるのか。

〈市川市〉

検討の余地はあるが、今のところ関係機関会議には弁護士会は参加していない。現在の構成機関は、医療機関、警察、いのちの電話等である。

また、連携シートは庁外には出していない。庁内に限定し本人の了解を取って実施している。

〈委員〉

地方消費者行政で、一定の目的をもった場合には個人情報、守秘義務を外 す取組をしているのでそのような取組を参考にしてほしい。

(4) 自殺対策基本法の改正について

〈事務局〉

自殺対策基本法の改正について事務局より説明

〈委員〉

国からの交付金について、予算について定めた改正後の自殺対策基本法の 第14条について伺いたい。

〈事務局〉

第14条の趣旨からすると「計画がない事業については国の補助金が交付されないのか」、「事業として行うとしても計画がなければ国の補助金がもらえないのか」といった不安も都道府県、市町村から出てきている。

今のところ、国からは基金、交付金を継続する旨の通知が来ているが、1 4条と基金、交付金との関係がどうなるのかという通知は来ていない。

ただ、「計画がない事業については国の補助金を交付しない」という話になると全国の市町村の多くは自殺対策事業が実施できなくなってしまう。

一方、市町村が計画を作る場合には県の計画を参考にしなければならない。 さらに、県の計画を作る場合も国の大綱を参考にしないといけないので、今 すぐに計画を作るというのも難しい。

今後国からの説明があると思われるので、その説明内容を市町村に通知していきたい。

(5) 今後の取組について

〈事務局〉

今後の取組について事務局より説明

〈委員〉

年少者、30代の自殺者が多いという報告があったが、他県、世界の施策 を研究したうえで、対策を講じてほしい。

〈事務局〉

自殺対策基本法では、地方自治体は、大綱を勘案し地域に実情に応じた自 殺施策を講じるよう定められている。

千葉県でも、大綱と併せ県の実情を考えながら新計画を策定していきたい。 学校における取組や、児童生徒への普及啓発等を考えたい。

(6) その他

〈委員〉

千葉いのちの電話から、自死遺族講演会、ボランティア相談員の募集について説明

〈委員〉

法テラス千葉の活動、法テラスサポートダイヤルについて説明